

◆農業振興地域整備審議会開催

三芳町農業振興地域整備審議会が、8月11日開催された。7件の三芳町の農業振興地域整備計画の変更についての審議である。審議委員は、農業委員7名、町会議員5名、学識経験者3名の合計15名から構成。

「農業振興地域」とは、法律に基づき、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として都道府県知事が市町村ごとに指定する地域をいう。三芳町は農業振興地域が町の3分の2近くを占めている。

農業振興地域整備計画の中で、市町村が概ね10年以上にわたって農業上の利用を確保すべき土地として定めた区域を「農用地区域」という。

- ② 周辺部の営農環境に支障がなく、農地等の集団性を損なわず、土地利用の混在がないこと。
- ③ ため池、農業用排水路等の毀損や用排水の停滞、汚濁水の流入等が生じないこと。
- ④ 土地改良事業実施中、または工事完了公告後8年未満ではないこと。

今回の審議会で2つのことを感じた。一つは、すでに指摘されているが、町のグラウンドデザインがないこと。従って、縦割りで見当たりの個々の案件の審議になっ

ていて、安易な開発につながりかねないこと。
二つ目は、大規模な開発案件は、計画段階で途中協議が必要ではないかということ。場合によっては、開発業者は計画の段階でそれなりの投資をしているケースも考えら

今回は、この農用地区域からの除外申請の審議が行われ、6件が認められ、1件が認められなかった。農用地区域からの除外は、左記の4つの要件を全て満たす場合

農振除外申請の事務手続きの流れ

1. 申請 1月末・6月末（年2回）
（町現地調査）
2. 町審議会 2月末・7月末
（半月程度）
3. 県への事前協議申請
（県現地調査：2ヶ月程度）
4. 県からの協議回答
・ 公告縦覧30日間
・ 異議申立15日間
5. 県への協議（同意）申請
6. 県の同意（5～7 半月程度）
7. 除外証明発行

※2の町審議会から7除外証明申請まで5ヶ月程度

に限って行うことができる。

① 地域の土地利用の状況からみて、不要不急の用途に供するものではなく、かつ、通常必要と認められた規模であること。また、農用区域以外において代替する土地がないこと。

れ、一発審議で否決されたら、投資費用が無駄になることもありうる。そのリスクを減らすためにも、事前に多方面からの検討が必要であるが、現在の組織にはそのシステムが欠如しているように感じられる。その場合の行政の責任も大きいと思う。しかし、だからと言って安易に認めることもできないだろう。

◆普通救命講習受講

初めてのAED

8月19日、入間東部消防組合職員を対象に「普通救命講習」が開催された。すでに何度か受講したことがあったが、5年ごとに内容は変わっているとのこと。特にAEDの使用は初めてであった。

AEDの蓋を開けるとメッセージが流れ、それに従って使用すれば



AED（自動体外式除細動器）
電気ショックで心臓の動きを取り戻す

難しくはない。しかし、講習を受けていないと不安で使用できない方が多いのではないだろうか。現在、町内には役場本庁、体育館、小中学校、3公民館など12ヶ所の公共施設に設置されている。
心臓や呼吸が突然止まったら、救急処置が大切。一人でも多くの方が講習を受けられることを望みます。

※問い合わせ 入間東部消防組合
救急課049（261）6673